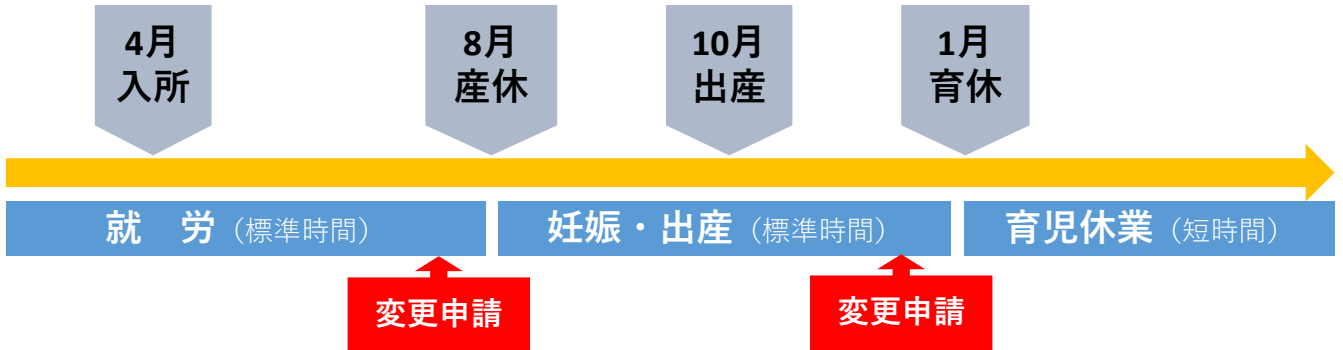


認定理由が変更になる場合は申請が必要です

認定理由が変更となる場合はその都度、支給認定変更申請が必要になります



例えば、就労→妊娠・出産→育休の場合、それぞれに**変更する前月の20日までに「支給認定変更申請書」と「必要書類（下記参照）」**を添付して健康福祉課へ提出（郵送可。必着）する必要があります。

また、**氏名変更**や**家庭状況の変更**（結婚・離婚・死亡など）ある場合も変更申請（添付書類不要）が必要です。

保育を必要とする理由	必要な書類	
就 労 （月48時間以上） ※就労・復職の属する月の1カ月前から利用開始可能。	就労証明書	会社員・公務員 ※パート・臨時・育休含む。臨時の方はその契約が終わった後3カ月以内に次の就労先を見つけることで、引き続きの入園が可能です。 内職・自営業・農業・漁業等
妊娠・出産	母子手帳の写し	表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
疾病・心身障害	医師の診断書 心身障害者手帳等の写し	医師の診断書 保育が困難な状況、傷病名、期間が記載されたもの 心身障害者手帳等の写し 手帳番号、本人欄、障害名等が確認できるもの
介護・看護	医師の診断書 心身障害者手帳等の写し	介護や通院・入院等の状況がわかる資料
災害復旧	り災証明書等	り災の状況がわかる資料
求職中	求職活動申立書	就職が内定している場合は「 <u>就労</u> 」で申請
就学 （教習所不可）	就学申立書 在学証明書等の証明書類 時間割のわかる資料	やむを得ず時間割が提出できない場合はタイムスケジュールのわかるもの
その他理由	理由を証明する資料及び理由の証明書	

様式は里庄町ホームページでダウンロード可能です。ご不明な点は健康福祉課までお問合せください。